

### インフルエンザ警報発令中

**感染症予防の原則は、手洗い・うがいの励行、咳エチケットの遵守です。**

平成23年3月13日(日曜日)早朝、千葉市若葉区の農場で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されたと発表されています。下記の注意事項を守ってください。

＜高病原性鳥インフルエンザに関する対策について＞

- 野鳥に不必要に接しない。
  - (1) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合・野鳥などの排泄物に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
  - (2) 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所で多数の野鳥などが死亡していたら、学校や家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。
  - (3) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。飼育施設周囲の清潔を保つこと。
- 食品は安全です。

高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはないが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響がない。

- H5N1 鳥インフルエンザが流行している地域へ渡航する際の注意

特別な必要がなければ、鶏・あひる・七面鳥・うずら等を扱う鳥市場・飼育場等へ出入りしない。

鳥インフルエンザ相談センター		
相談内容	連絡先	
	平日、午前8時30分～午後5時30分	土曜日・休日、平日の左記以外の時間帯
1 食品の安全に関する相談	千葉市保健所 043-238-1792 043-238-1793	千葉市保健所守衛室 043-238-9962
2 鳥肉・鶏卵に関する相談		
3 人の健康等に関する相談		
4 ペットの鳥や動物及び 棄て鳥に関する相談	千葉市動物保護指導センター 043-258-7817	千葉市役所守衛室 043-245-5111